NISA 取引ルール

無料 口座開設

NISA トップ
新しいNISAについて
メリット・デメリット
取引ルール
取引方法
ジュニアNISAについて
NISA Q&A

お客様サポート
よくあるご質問
お問い合わせ
メンテナンス情報

NISA固有の取引ルールについて記載しておりますので、各項目をお読みの上、お取引を行ってください。下記に記載のない現物取引に関するルールは現物取引ルールをご覧ください。

1.NISA口座の開設手続きについて
2.完全前受制度
3.取扱銘柄
4.注文方法
5.手数料
6.振替・入出庫
7.単元未満株式の取扱い
8.配当金受け取り方法について
9.取引チャネル
10.その他

1. NISA口座の開設手続きについて

NISA口座開設のお手続きについてはこちらをご覧ください。

2. 完全前受制度

当社では「完全前受制度」を採用しています。新規買付注文の場合は「NISA口座 年間投資可能額」、「NISA口座 買付余力」の範囲内で、売却注文の場合はNISA保有株の範囲内でお受けします。

- 新規買付注文受付時にNISA口座 年間投資可能額の範囲内であっても、注文変更等のタイミングによって約定金額がその年の年間投資枠を超過した場合、超過した約定については課税口座（特定口座または一般口座）での約定として取り扱います。また、その場合の手数料は現物株式の手数料となりますのでご注意ください。
- 証券コネクト口座を開設済の場合、NISA口座 買付余力は証券コネクト口座の残高も含んだ金額となります。
  詳しくはこちらをご確認ください。

3. 取扱銘柄

■成長投資枠
東京証券取引所上場銘柄（株式・ETF・REIT・ETNなど）、IPO、PO
ただし「管理銘柄・整理銘柄・高レバレッジ・毎月分配・信託設定期間20年未満」のいずれかに該当する上場株式・投資信託は除く

■つみたて投資枠
投信協会の公表する「積立・分散投資に適した一定の投資信託」を元に当社で選定した銘柄

※ 信用、FX等その他の当社取扱商品は、制度上NISA口座の対象外となっております。

※ NISA口座での現引・現渡はできません。

※ NISA口座で保有されている上場株式等は、信用取引の代用有価証券として使用することはできません。そのため、NISA口座で上場株式等を買付けた場合、受入保証金が買付代金分だけ減少します。

※ 投資信託の注文方法については投資信託取引ルールをご確認ください

4. 注文方法

注文方法は現物取引の取引ルール「3. 注文方法」および、投資信託の取引ルール「7. 投資信託積立」に準じます。なお、NISA口座内でのご注文をするには以下の条件を指定していただく必要がございます。

成長投資枠

口座	「NISA（成長投資枠）」をご指定ください。 ※ 売却時は「保有株一覧」からご希望の銘柄（暦年）をご指定ください。（「銘柄詳細画面」からの売却は「2024年以降のNISA」のみ可能となります。）
取引区分	「現物」をご指定ください。
取引数量	注文数量を入力してください。 ※ 注文における約定金額が受渡日において年間投資可能額（240万円）を超える注文は発注できません。（生涯投資上限額はつみたて投資枠分と合算して1,800万円以下であること。ただし成長投資枠分は1,200万円まで。） ※ 成行注文の場合は、ストップ高で約定した場合の金額を基に仮計算されます。
有効期限	「当日限り」、「週末まで」、「日付指定」のいずれかを選択してください。 「日付指定」の場合、1ヶ月先の応当日までの日付からご指定ください。 ※ 成行注文の場合は、注文タイプ「通常/逆指値」のいずれにおいても「当日限り」のみ選択可能です。

つみたて投資枠

口座	「NISA（つみたて投資枠）」をご指定ください。
取引区分	「新規積立」をご指定ください。
取引数量	「金額指定」をご指定ください。 ※ 年間つみたて投資枠買付可能額（120万円）を超える注文は発注できません。（生涯投資限度額は成長投資枠分と合算して1,800万円であること。） ※ ボーナス月の設定は毎月の買付金額と合算して年間120万円を超えない金額で設定することができます。

5. 手数料

NISA口座でのお取引につきましては、売買手数料は無料です。

※ 但し、コールセンターからのご注文・単元未満株式の売却注文は除きます。現物取引ルール、単元未満株取引ルールをご確認ください。

6. 振替・入出庫

- すでに保有している上場株式等をNISA口座へ振替えることはできません。
- NISA口座から特定口座・一般口座へ振替えることができます。

※ NISA口座から特定口座・一般口座への振替は預りの一部を指定することはできません。全ての預りが対象となります。

※ NISA口座から特定口座・一般口座へ振替えた場合、当該上場株式等の取得日は振替日、取得価額は振替日の終値となります。

※ 振替後、再度NISA口座へ振替えることはできません。所定の書面でのお手続きとなりますので、ご希望される場合は、コールセンターまでご連絡ください。

- NISA口座で保有している上場株式等の他社への移管を希望される場合は、一旦当社にて特定口座・一般口座へ振替えた後にお手続きください。

7. 単元未満株式の取扱い

- NISA口座で単元未満株式を売却する場合は、コールセンターでのご注文となります。
  単元未満株取引ルールをご確認ください。
- NISA口座で単元未満株式を保有している場合、取得年度（受渡日基準）の異なる単元未満株式を合算して単元株式とすることができます。

8. 配当金受け取り方法について

- 当社では、NISA口座開設申込時に配当金受け取り方法を「株式数比例配分方式」で登録させていただいております。

※ 上場株式等の配当金を非課税で受け取るためには、配当金受け取り方法を「株式数比例配分方式」で登録する必要があります。

※ 特定・一般口座で保有されている全ての上場株式の配当金等についても「株式数比例配分方式」が選択されます。

- 複数の証券会社に口座をお持ちの場合、他の証券会社での配当金受け取り方法も「株式数比例配分方式」となりますので、ご注意ください。（証券会社ごとに異なる受け取り方法は選択できません。）
- 同様に、当社で「株式数比例配分方式」に登録した後に他の証券会社等で配当金受け取り方法を変更した場合も、当社での受け取り方法が変更されます。

※ NISA口座申請中に他の証券会社で配当金受け取り方法を変更した場合、NISA口座開設時の配当金受け取り方法も変更され、NISA口座で買付た上場株式の配当金であっても非課税とはなりませんので、ご注意ください。

- 特別口座（※）が開設されている場合、「株式数比例配分方式」の登録が受付けられません。
  特別口座を閉鎖した後、再度「株式数比例配分方式」への変更手続きが完了するまでは、NISA口座で買付けた上場株式の配当金であっても非課税とはなりませんので、ご注意ください。

※ 特別口座とは、株券電子化にともない、保管振替機構に預託されなかった株券の権利を保全するために、発行会社（上場会社）が口座管理機関（信託銀行等）に開設した口座のことです。特別口座では株式の売却ができないため、売却にあたっては、当該株式を証券会社の口座へ振替する必要があります。

- NISA口座で買い付けた国内上場外国株式の配当金等は、「株式数比例配分方式」の適用対象外のため、課税対象となりますのでご注意ください。
- 【マイページ】-【登録情報・申請】の「配当金受け取り方法」につきましては、当社以外の証券会社等で変更手続きを行った場合、実際の受け取り方法と表示が異なることがございますのでご注意ください。

9. 取引チャネル

PC会員ページ、GMOクリック 株

※ スーパーはっちゅう君は、NISA口座については照会のみ可能です。

10. その他

- その年に使用しなかったNISA口座の非課税枠を翌年に繰り越すことはできません。
- 売却時の投資枠は、翌年以降に買付時の価格の再利用が生涯投資上限額の範囲で可能になります。
- NISA口座で発生した損失は、他の口座で発生した利益と損益通算できません。NISA口座で発生した利益は非課税となり確定申告が不要です。
- NISA口座で保有する株式でライツ・オファリング（新株予約権無償割当）が実施された場合は、NISA口座で受け入れられます。
- NISA口座で無償割当された新株予約権の権利行使によって受け入れる株式は、課税口座（特定口座・一般口座）に受け入れます。
- 当取引ルールに記載の無い事項は、原則として「現物取引ルール」に準ずるものとします。

変更履歴

取引ルールの変更履歴は下記よりご参照ください。

株式取引ルール　変更履歴

NISAの特長はこちら

最短5分で入力完了！
無料 口座開設

ホーム > 商品・サービス > NISA > 取引ルール

GMOクリック証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号 商品先物取引業者 銀行代理業者 関東財務局長（銀代）第330号 所属銀行：GMOあおぞらネット銀行株式会社
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会
当社はGMOインターネットグループ（東証プライム上場9449）のメンバーです。
© GMO CLICK Securities, Inc.

GMO AI・ロボティクス大会議＆表彰式 2025 参加無料 >